

一 般 行 政 報 告

平成21年 第5回定例会 (6月)

《 目 次 》

- 1 友好都市経済交流促進会議等の開催について・・・1
- 2 台湾からのチャーター便について・・・・・・・・・・4
- 3 道北地域へのドクターヘリの導入について・・・6
- 4 家庭系ごみの有料化開始について・・・・・・・・・・8
- 5 稚内駅前地区再開発事業の進捗状況について・・・10
- 6 定額給付金等の給付状況について・・・・・・・・・・12
- 7 株式会社稚内シーポートプラザの現況について・・・14
- 8 株式会社稚内市水産公社の解散について・・・・・・・・16

平成 21 年・第 5 回稚内市議会定例会の開催にあたり、
8 項目につきまして一般行政報告をさせていただきます。

◎ 第 1 点目は、「友好都市経済交流促進会議等の開催」についてであります。

去る 5 月 25 日から副市長を団長とする 21 名の代表団がサハリン州を訪れ、「稚内・コルサコフ定期航路利用促進合同会議」と「友好都市経済交流促進会議」を開催いたしました。

「定期航路利用促進合同会議」では、コルサコフ港の旅客ターミナル建設について、サハリン州行政府から用地選定のための調査費用を予算措置したとの説明があり、関係者と建設候補地の視察も行いました。

また、かねてから要請してきた“航路の短縮”について、連邦政府から認められた旨が伝えられたほか、コルサコフ港に入港する際の費用 50%減額と、出国手続を一時間繰り上げて開始することにより定時出航へ向けた努力を行うなど、課題解決に向けた着実な取り組みを確認することができました。

こうした昨年からの課題の他、先ごろロシア政府が発表した「滞在 72 時間以内の観光ビザ免除制度」について意見交換を行いました。

また、「友好都市経済交流促進会議」においては、3つの部門に分けて討議を行いました。

個別の課題解決には今後も継続的に取り組む必要性を感じたものの、特に観光部門においては、「観光ビザ免除制度」による旅客の増加に、サハリン州側が熱い期待を寄せていることを強く感じたとのことでした。

会議終了後、各市代表が今回の協議事項等を確認する議定書に署名を行い、併せて、来年度の会議を本市で開催することを約束いたしました。

渡航期間中には、この2つの会議のほか、州議会への「新ターミナル建設」に向けての要請や、サハリンプロジェクト関連企業などを訪問してポートセールスを行ってきたところです。

また、ネベリスク市を訪問し、一昨年の震災後の復興住宅や公共施設の建設など、順調に復興計画が進められている様子を確認してまいりました。

今後この会議等を通じて、引き続き友好都市との関係を発展させてまいります。

◎ 第2点目は、「台湾からのチャーター便」についてであります。

かねてから誘致活動を進めてまいりました台湾からの観光ツアーの動向についてご報告申し上げます。

先に、現地の旅行エージェントから、利尻・礼文を含めた稚内へのツアー商品を、6月から10月までの間に最大募集人員3,600名の規模で売り出した旨の連絡があり、先月には4日間の日程で、台湾の旅行エージェント代表者が、新聞・雑誌等の報道関係者を伴って本市を訪れました。

その際、市内の観光スポットを視察するなど、本ツアーの売り込みに対する意気込みに、強い手ごたえを感じておりましたが、今月2日、新型インフルエンザの影響により、集客が思うように進まないことから、一時中止したいとの連絡を受けました。

しかし、新型インフルエンザの状況が好転した場合、再度協議してチャーター便を運航したいとの意向であり、既に申込みを行った方については、千歳・台北間の定期便を利用して稚内入りするコースに変更の上、実施することです。

観光協会や宿泊施設を含め関係者一同、万全の受入態勢を整えるべく準備を進めていただけない、大変、残念な思いが残りますが、一日でも早く事態が好転し、台湾から数多くの皆様に訪れていただけることを期待するものです。

◎ 第3点目は、「道北地域へのドクターヘリの導入」についてであります。

このたび、かねてから北海道に対して要望を続けてまいりました、道北地域へのドクターヘリの導入が決定し、本年10月、旭川赤十字病院を基地病院として運航が開始されることとなりました。

ドクターヘリは、医療機器を装備し、医師、看護師らが同乗して救急現場に向かうヘリコプターで、消防救急隊が現場で医師による早期の治療が必要と判断した場合、また医師が入院患者を高度医療機関に救急搬送する必要があると判断した場合に要請を受け、運航されます。

導入により、搬送時間が短縮され、救命率の向上や重度後遺症患者の減少などの効果が見込まれ、本市における救急医療体制の強化が図られるものと期待しているところであります。

道北地域における運航エリアは、上川・宗谷・留萌管内全域と、空知・網走管内北部の合わせて 56 市町村が予定されております。

なお、市町村の費用負担として、旭川医科大学敷地内に建設されるヘリコプター格納庫建設に係る費用の一部を、運航エリア内 56 市町村で、人口割等により負担することとなっており、本定例会に関係予算案を提出しております。

今後、出動要請方法やヘリの離発着場所の指定につきまして、市立稚内病院等、関係機関と協議を重ね、円滑に救急搬送が行えるよう体制整備を進めてまいります。

◎ 第4点目は、「家庭系ごみの有料化開始」についてであります。

本年4月から、家庭系ごみの有料化を開始いたしましたので、その状況について報告させていただきます。

有料化前の搬出量は、通常月の4倍から5倍にもなる他都市の例も少なくありませんが、本市におきましては、直前の3月で、例年の約1.7倍に止まったところです。

事前の周知と町内会等の協力、そして市民の皆様のご理解が大きかったこともあり、収集作業や処分場では大きな混乱を来すことなく有料化を迎えることができました。皆様のご協力に感謝申し上げる次第です。

また、有料化実施後の本年4月の状況を昨年と比較した場合、処分場での受入量が約4割減少しており、分別収集の徹底と合わせて、環境に対する市民の皆様の意識の変化の表れであると受け止めております。

4月以降は、指定ごみ袋を使用しないものや分別されていないごみ袋は警告シールを貼って回収しないという対応を行っておりますが、現在、約9割強の市民の皆様には、適切に排出いただいているところです。

しかしながら、未だ一部の方については、不適切な状況が見られることから、ルールを守っていただけるよう、さらに周知を図ってまいります。

なお、環境美化を全市的に推進するため、本年度から、「観光地おもてなしクリーン作戦」、「ポイ捨て防止キャンペーン」などを提唱し、町内会やボランティア団体、企業に参加を呼びかけ「クリーンアップわっかない」運動を展開しているところです。

今後とも、市民の皆様のご協力をいただきながら、地球環境にやさしく、また美しいまちづくりを進めてまいります。

◎ 第5点目は、「稚内駅前地区再開発事業の進捗状況」についてであります。

「駅前地区市街地再開発組合」による平成23年度末完成予定の「駅前再開発ビル」の建設事業は、いよいよ4月下旬に着手されました。

明年3月までの第一期工事では、建物の1・2階部分が整備されますが、現在、支障物件の解体工事が行われており、来月にはビルの建築工事が着手されることとなっております。

また、5月28日には、再開発ビルの保留床を買い取り、民間事業者へ賃貸事業を行なうための特別目的会社、いわゆるSPCとして、「株式会社 稚内駅ビル開発」が設立されました。

今後、事業の進捗にあわせて資本増強が図られることとなっております。

また、一方、商業機能を強化していくための「中心市街地活性化基本計画」につきましては、平成 17 年 2 月に策定を完了しておりましたが、翌 18 年に法律が改正され、国の支援を受けるために内閣総理大臣による認定が必要となりました。

このことから、本市におきまして改めて具体的な数値目標等を盛り込んだ基本計画書の作成を進め、去る 5 月 8 日に稚内市中心市街地活性化協議会での承認を経て、同月 21 日に国への認定申請を行ったところであります。

本計画書につきましては、3 ヶ月以内に認定される予定であり、本市の再開発事業については計画通りに進めることができる状況となっております。

◎ 第6点目は、「定額給付金等の給付状況」についてであります。

定額給付金につきましては、できる限り早い時期に市民の皆様を受け取っていただくため、本年2月に定額給付金事業推進本部を設置して準備を進め、4月1日から申請書の受付を開始したところであります。

これまでの給付実績につきましては、5月末日現在で、対象世帯総数1万9千327世帯のうち約1万8千世帯への給付を完了しており、全体の約93%、金額にして5億8千3百万円となっております。

なお、定額給付金につきましては、これまで申請受付を本庁舎5階で行ってまいりましたが、申請数も落ち着いてきたため、今月1日からは1階・総合窓口課で行っております。

また、同じく平成 20 年度の経済危機対策・緊急措置として国が決定した「子育て応援特別手当」の支給は、3月 19 日に開始いたしました。5月末日現在で、該当世帯 493 世帯のうち 478 世帯、全体の約 97%の支給が完了しております。

なお、定額給付金、子育て応援特別手当につきましては申請期限があることから、未申請の世帯につきましては、一日も早く受け取っていただけるよう取り組んでまいります。

◎ 第7点目は、「株式会社稚内シーポートプラザの現況」についてであります。

稚内シーポートプラザの経営状況につきましては、これまで四半期毎に常任委員会で報告してまいりましたが、諸般の事情により常任委員会への報告が遅れましたので、この場をお借りして、1月から3月までの平成20年度第4四半期の収支実績について報告させていただきます。

同社においては、昨年10月に新たな副社長の就任により経営体制の刷新を図った上で、経営安定に向けての努力を行ってまいりましたが、第4四半期の営業収入につきましては、1億2千7百万円の計画に対し、2千万円減の達成率84.2%となりました。

昨年秋からの世界的不況の影響から、国内外の旅行客が落ち込み、宿泊部門において収入72%、宿泊者数で58.1%と計画を大きく下回る結果となり、宴会部門が順調に推移して、計画を25.3%上回る収入を上げたものの、全体をカバーするには至りませんでした。

一方、営業費用は、婚礼が12件と見込みを上回ったものの祝宴に要する材料費の増加や燃料の高騰などから、計画を5.4%上回る支出となりました。

この結果、第4四半期で約1億1千万円の損失を計上することとなり、平成20年度の経常収支におきましては、当初6千7百万円の損失を予定いたしましたが、実績で1億4千万円程度の損失が生じるものと見込まれます。

今年度につきましても、国内の経済情勢の急激な好転が見込めないことなどから、厳しい経営を強いられるものと判断しており、長期借入金の償還の条件緩和について、現在、関係金融機関と協議しているところです。

市民の皆様方や議員各位には、ご心配をおかけしておりますが、平成20年度の決算につきましては、今月末に開催予定の株主総会以降に、改めてご報告申し上げる予定でありますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

◎ 最後に、「株式会社稚内市水産公社の解散」についてであります。

同公社は、5月9日に解散総会を開催し、出席株主全員一致のもと解散決議がなされ、現在、清算事務を進めております。

資産の処理につきましては、売掛金や外部出資金の現金化が計画どおり進み、課題となっていた建物、設備等の固定資産につきましても、5月20日に市内水産加工会社との間で売買契約が締結され、今月1日に引き渡しを終えたところであります。

また、負債につきましては、5月29日に本市の権利放棄後の短期貸付金 残額3千7百万円が完納されましたが、国から返還を命ぜられた補助金6百64万円余りにつきましては、市を經由して返納することとなるため、本定例会に関係予算案を提出させていただきました。

今後、法に基づく清算手続きを取り進め、8月中には結了できる見込みであります。

解散という苦渋の決断をせざるを得なかったことに、市民の皆様に変更して心からお詫び申し上げますとともに、厳しい環境の中で、これまでご努力いただいた役員の皆様に対しまして、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

以上、8項目をご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。